

「平和安全法制整備法案」と「国際平和支援法案」の審議に当たり慎重な取扱いを求める意見書

去る5月15日、内閣から、「平和安全法制整備法案」と「国際平和支援法案」が国会に提出されました。

この法案は、複雑で変容しつつある国家安全保障上の課題に対処し、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の命を守るといった国家としての責務を果たすべく、政府内で検討が重ねられてきたものとされています。

現在、その法案を審議する国会のみならず、安全保障問題について多くの議論と意見が交わされ、法案自体の評価も様々となっています。

よって、国においては、「平和安全法制整備法案」と「国際平和支援法案」の取扱いに当たり、国民一人一人に不安を抱かせることのないよう、また、日本国民の将来にとって最善の選択が導かれるよう、会期が延長された今国会において慎重かつ十分な審議を尽くすことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月24日

鴻 巣 市 議 会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
外務大臣 殿
防衛大臣 殿